

「度会県」復活による関係人口創出事業業務委託に係る質問及び回答

Q 1 仕様書のアに、度会県 WEB サイトの開設と Facebook ページの作成とありますが、作成後の常時更新については、全体予算の中で、常時の更新費は含まれていないとの認識ですが、間違いはなかったでしょうか？

A 1 仕様書 2 (1) ①アの 4 項目目において、「県民が増えるにつれ、またさまざまなプロジェクトが進行するにつれ、度会県が形成されていくようなイメージが持てるような頻度、内容で更新を行うこと」としてしていますので、契約期間中の更新費用については委託料に含まれます。

Q 2 仕様書のアでの度会県 WEB サイトの開設ですが、サーバーは三重県の既存のサーバーに入れ込むのか、もしくは、受託業者において新規にサーバーを用意することになるのかどちらでしょうか？

A 2 度会県 WEB サイトは、三重県庁のサーバーではなく、外部のサーバーに開設してください。なお、度会県が連想できるドメインを取得してください。

Q 3 仕様書のイに、県の統合メールマガジン管理機能を活用することとあるが、どのようなものでしょうか？

A 3 度会県民の登録は、三重県庁の WEB システムが有するメールマガジン登録・配信の機能を活用します。つまり、度会県 WEB サイトから度会県民の登録を行う場合、県があらかじめ用意した三重県庁のページへのリンクを設定することとなります。

登録ページのイメージはこちらです。

https://www1.pref.mie.lg.jp/s_form/kumanokodo_sc/